

東日本大震災により被害を受けた場合の相続税・贈与税の取扱い

東日本大震災の発生から約3ヶ月が経過しました。被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

今回の大震災に関し、税務面での取り扱いが徐々に明らかになってきました。ここでは、現段階で判明している相続税・贈与税に関する情報をまとめてみました。少しでもお役にたてれば幸いです。

1. 国税通則法による相続税・贈与税の申告期限の取り扱い

国税通則法では、災害等により申告等を行うことができない場合には、その期限が延長されることになっています。今回の東日本大震災においては、国税庁長官による地域指定により青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の5県に納税地を有する方について、すべての税目で申告期限が延長される措置が取られることとなりました。延長後の期限は青森県、茨城県については7月29日まで、その他の県については現段階では未定となっています。

上記5県以外に納税地を有する方でも、東日本大震災の影響で期限までに申告できない個別の事情がある場合には、「災害による申告・納付等の期限延長申請書」を納税地の税務署長に提出することにより、その理由がやんだ日から2ヶ月以内の範囲で、申告期限が延長されます。また、青森県、茨城県に納税地を有する方で、7月29日までに申告等ができない場合も同様の措置が取られます。申告できない個別の事情の例示として、次のようなものが挙げられています。

今般発生した地震により納税者が家屋等に損害を受ける等の直接的な被災を受けたことにより申告等を行うことが困難

行方不明者の捜索活動、傷病者の救助活動などの緊急性を有する活動への対応が必要なことから申告等を行うことが困難

交通手段・通信手段の遮断や停電（計画停電を含む）などのライフラインの遮断により納税者又は関与税理士が申告等を行うことが困難

地震の影響による、納税者から預かった帳簿書類の滅失又は申告書作成に必要なデータの破損等の理由で、税理士が関与先納税者の申告等を行うことが困難

税務署における業務制限（計画停電を含む）により相談等が受けられないことから申告等を行うことが困難

上記以外でも、今回発生した地震の影響により申告等ができない事情がある場合には、税務署に相談されると良いでしょう。

なお、「理由がやんだ日」とは具体的にいつを指すのかが明確ではありませんが、国税庁のホームページによれば、「状況が落ち着いた後」という表現になっていますので、ある程度弾力的に取り扱われるものと思われます。

2. 震災特例法による取り扱い

東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図るため、平成23年4月27日に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」(以下、「震災特例法」といいます。)が施行されました。

相続税・贈与税に関しては、次のような特例が設けられています。

(1) 特定土地等・特定株式等は「震災後を基準とした価額」で計算することができます

平成23年3月11日の時点で相続が発生しており、申告期限が未到来である場合において、特定土地等又は特定株式等を所有しているときは、相続税計算上の評価額は、その相続時の時価ではなく震災後を基準とした価額とすることができます。なお、贈与税についても同様の特例が設けられています。

特定土地等

東日本大震災により相当な被害を受けた地域として財務大臣が指定する地域(指定地域)内にある土地

指定地域	青森県全域
	岩手県全域
	宮城県全域
	福島県全域
	茨城県全域
	栃木県全域
	千葉県全域
	新潟県十日町市、中魚沼郡津南町
	長野県下水内郡栄村

特定株式等

上記指定地域内に保有する動産(金銭、有価証券を除く)、不動産等、立木の割合が保有資産の3割以上である非上場会社の株式又は出資

震災後を基準とした価額の計算方法

具体的な計算方法等は検討中とのことで、後日国税庁のホームページで発表されます。ちなみに、阪神淡路大震災当時は、通常の路線価又は倍率に、地域ごとに設定された調整率(0.75~1.00)を乗じたものを使って評価することができることとされていました。

建物の被害に関してこの特例の適用はなく、災害減免法の適用を検討することになります

(2) 特定土地等・特定株式等を取得した場合には申告期限が延長されます

相続人の中に、特定土地等・特定株式等について(1)の特例を受けることができる方がいる場合には、原則として、相続人等全員の申告期限が延長されます。なお、平成22年中に贈与を受けた方についても同様の特例が設けられています。

被相続人の住所地が青森県、岩手県、宮城県、福島県又は茨城県にある場合

平成24年1月11日

国税通則法による延長期限

上記のうち、いずれか遅い日

被相続人の住所地が上記5県以外の場合

平成24年1月11日（期限延長申請をする場合には、その期限とのいずれか遅い日）

(3) 住宅取得資金贈与の特例を受ける方の条件緩和措置

平成22年1月1日から平成23年3月10日までの間に住宅取得資金等の贈与を受け新築等をしたが、東日本大震災によりその住宅用家屋が滅失し、入居できなくなった場合

・・・一度も入居していなくても申告すれば特例適用可（入居要件免除）

平成22年1月1日から同年12月31日までの間に住宅取得資金の贈与を受け新築等をしたが、東日本大震災に起因するやむを得ない事情によりその住宅用家屋に平成23年12月31日までに入居できなかったとき

・・・入居期限を平成24年12月31日まで延長（入居期限延長）

平成23年1月1日から平成23年3月10日までの間に贈与により金銭を取得した方がその金銭を対価に充てて住宅用家屋の新築等をする場合において、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により平成24年3月15日までに新築できない場合

・・・新築等の期限が平成25年3月15日まで延長され入居期限は同年12月31日まで延長（新築・入居期限の延長）

3. 災害減免法による取り扱い

(1) 災害減免法の適用がある場合

相続財産について災害により甚大な被害を受けた場合は、その被害を受けた部分の価額を控除して計算することができます。（災害減免法4、6）

具体的には、次の または の場合が該当します。

相続税の課税価格計算の基礎となった財産（債務控除後）のうちに被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること

相続税の課税価格計算の基礎となった動産（金銭及び有価証券を除く）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除く）、立木のうちに被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること

上記、の判定は、相続人1人ごとに行います。

(2) 減免される金額

申告期限前に被災した場合

被害を受けた部分の価額（保険金等により補てんされた金額を除く）を控除して財産評価

申告期限後に被災した場合

被害があった日以後において納付すべき税額に、相続財産の価額のうちに被害を受けた部分の価額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する税額を免除

具体的には、延納許可を受けて残っている税額部分のみが対象。既に納付済の税額については減免の対象外で、滞納分や延滞税等も除外。

(3) 被害を受けた部分の価額の計算

被害を受けた部分の価額は、個々の財産に被害の割合の程度（被害割合）を乗じて計算します。なお、被害割合を乗ずる前の個々の財産の価額は、小規模宅地の減額や震災特例法の特定土地等の特例などの課税価格の計算の特例を受けているときは、特例適用後の金額となります。

次に被害割合の計算ですが、被害額や被害時の時価が明らかな場合は、被害額を被害時の時価で除した割合を使用します。被害額や被害時の時価が明らかでない場合は、国税庁が発表している被害割合表（別表1）その他の合理的な計算方法により求めることが認められています。なお、被害を受けた財産について保険金等による補てんがある場合の被害割合については、下記の算式により計算します。

$$\text{被害割合} = \frac{\text{被害があったときの時価として、 、 により求めた価額} \times \text{別表1の被害割合} - \text{保険金等による補てん額}}{\text{被害があったときの時価として、 、 により求めた価額}}$$

建物

- ・ 取得価額が明らか ... 建物の取得価額 - 償却費相当額
- ・ 取得価額が明らかでない ... 別表2により求めた金額 - 償却費相当額

「別表2により求めた金額」は、該当する地域と全国平均のいずれか高い額とすることができる

家庭用財産

- ・取得価額が明らか ... 家庭用財産の取得価額 - 償却費相当額
- ・取得価額が明らかでない ... **別表3**により求めた金額

車両、農機具等の事業用財産

取得価額 - 償却費相当額

4 . その他

(1) 農地等に係る納税猶予の特例の継続適用について

相続税又は贈与税における「農地等に係る納税猶予の特例」の適用を受けている農地等が、農業に使用されなくなった場合には、納税が猶予されていた一定の税額を納付しなければならないこととされています。

しかし、その農地等が、例えば 津波等の影響、 仮設住宅建設のため、 建築資材の置き場に使用されるなど、災害のためにやむを得ず一時的に農業に使用されなくなった場合には、その土地は農業に使用しているものとして特例の適用が継続されます。

(2) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の特例

被相続人の事業の用に供されていた施設が災害により損害を受けたため相続税の申告期限においてその事業が休業中である場合であっても、その施設を相続により取得した被相続人の親族が事業再開のために準備しているときには、その施設の敷地は、その申告期限においてもその相続人の事業の用に供されているものとして取り扱われます。これにより、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の要件の1つである事業の継続要件は満たすこととなります。

したがって、事業の継続要件以外の他の要件をすべて満たす場合には、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の特例」の適用を受けることができます。

なお、特定居住用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び貸付事業用宅地等の居住又は事業の継続要件の判定においても、上記に準じた取り扱いとなります。

以上

別表1 被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘要
			建物	家庭用財産	
損 壊	全壊・流出・埋没・倒壊 (倒壊に準ずるものを含む)		100	100	被害建物の残存部分に補修を加えても、再び建物として使用できない場合をいいます。 建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその建物の総床面積の70%以上である場合をいいます。
	半壊		50	50	建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその建物の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合をいいます。
	一部破損		5	5	建物の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合をいいます。
浸 水	床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	<ul style="list-style-type: none"> 海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段の「かさ書」の割合を使用します。なお、長期浸水(24時間以上)の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。 床上とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 二階建以上とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床上 1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)		
	二階建以上	35 (20)	40 (25)		
	床下	15 (0)	—		

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、津波による流出で「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

(国税庁パンフレットより)

別表2 地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり）

	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造		木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円
北海道	148	188	146	177	滋賀	156	154	171	196
青森	139	134	263	166	京都	168	228	173	199
岩手	143	222	183	175	大阪	160	172	188	188
宮城	146	146	167	177	兵庫	159	198	191	192
秋田	137	135	190	166	奈良	163	146	181	198
山形	146	23	134	154	和歌山	152	111	217	194
福島	149	143	199	172	鳥取	152	-	114	175
茨城	154	204	179	186	島根	157	-	183	169
栃木	155	145	170	177	岡山	162	-	181	185
群馬	157	136	193	181	広島	157	217	180	188
埼玉	159	229	217	195	山口	158	-	179	186
千葉	161	198	211	196	徳島	139	191	176	165
東京	178	256	247	235	香川	151	280	170	168
神奈川	170	257	221	224	愛媛	146	140	157	176
新潟	155	49	161	178	高知	154	61	152	181
富山	154	215	166	158	福岡	149	150	160	183
石川	156	190	189	170	佐賀	147	-	159	180
福井	151	103	173	173	長崎	141	189	168	180
山梨	166	286	263	179	熊本	142	132	147	175
長野	166	161	207	177	大分	147	156	152	180
岐阜	156	43	182	184	宮崎	129	126	143	168
静岡	165	203	186	198	鹿児島	138	143	143	162
愛知	165	154	181	198	沖縄	154	161	167	196
三重	165	-	169	197	全国平均	158	214	198	195

(注1) 上記の表のうち、該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合又は値が存在しない場合のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用を適用することができます。

(注2) 上記の表は、「建築統計年報 平成22年度版」(国土交通省総合政策局情報安全・調査課建設統計室)を参考に、国税庁において計算しました。

別表3 家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
歳	万円	万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

(注) 大人(年齢18歳以上)1名につき130万円を加算し、子供1名につき80万円を加算します。

(国税庁パンフレットより)